

新	旧
<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同</p>

法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）
に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士法第五条第一項に規定する一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）により確かめる方法

ロ 当該建築物の計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に対し建築士法第五条第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第十条の十九第一項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載

法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）
に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計一級建築士による構造設計によるものであること又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであること

された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十條の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十條の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十條の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十條の三の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十條の二第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十條の二第一項に規定する設備設計一級建築士証（同法第十條の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

三〇六 （略）

三〇五 （略）

第三 完了検査に関する指針

法第七條第四項、法第七條の二第一項及び法第十八條第十五項（これらの規定を法第八十七條の二並びに法第八十八條第一項及び第二項

を確かめること。

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十條の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。

三〇六 （略）

三〇五 （略）

第三 完了検査に関する指針

法第七條第四項、法第七條の二第一項及び法第十八條第十五項（これらの規定を法第八十七條の二並びに法第八十八條第一項及び第二項

において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「完了検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは法第七条の第二項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十四項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合、直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 (略)

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物(以下第三におい

において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「完了検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)若しくは法第七条の第二項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十四項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三 (略)

3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうか

て「申請等に係る建築物等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 (略)

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定に

かの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 (略)

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定に

よる中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十七項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 (略)

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第四において「申請等に係る建築物等」という。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

よる中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十七項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三 (略)

3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4

（略）

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第五号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4

（略）